

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課(室)

### 【告示】

- 平成二十七年年度自衛官募集(自衛官候補生)
- 特定施設の設置許可申請
- 知事指定薬物の指定の失効
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 土砂災害警戒区域の指定
- 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更

### 【公告】

- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 二級建築士の免許の取消し

危機管理課

環境管理課

医薬安全課

道路整備課

”

防災砂防課

港湾課

都市計画課

建築指導課

## 目次

担当課(室)

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

## ◎岡山県告示第九十三号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十七年募集の要領は、次のとおりである。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

### 二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 三 受付期間

平成二十八年二月二十日から同年三月二日まで

### 四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

### 五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

### 六 採用試験期日

平成二十八年三月六日から同月九日までの間のうち指定する一日

### 七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

3 自衛隊阪神病院（兵庫県川西市久代）

### 八 採用予定月

平成二十八年三月下旬から同年四月上旬まで又は同年七月から同年九月までの間

### 九 県内採用予定者数

陸上・海上・航空要員

若干名

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせることを。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一七八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 国立療養所長島愛生園

住 所 瀬戸内市邑久町虫明6539

氏 名 園長 藤田 邦雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 国立療養所長島愛生園

所在地 瀬戸内市邑久町虫明6539

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設
種	類	68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 ①		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 ②～④, ⑤-1, 2		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 ⑥		68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 ⑦-1～3, ⑧, ⑨-1, 2	
能	力	24回/日(1台当たり)		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後5箇月		工事着手後5箇月		工事着手後5箇月		工事着手後5箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		利用時のみ随時		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.72	0.79	0.36	0.39	0.72	0.79	0.36	0.39
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/ℓ)	200	250						
	C O D (mg/ℓ)	200	300						
	S S (mg/ℓ)	250	300						
	油 分 (mg/ℓ)	10	20						
	T-N (mg/ℓ)	50	60						
	T-P (mg/ℓ)	15	25						
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

区	分	新	設	新	設	新	設	新	設	
種	類	68の2-ロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 a-1~8		68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 A, B-1~3		68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 C-1, 2		68の2-ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 D-1, 2		
能	力	119L (1台当たり)		270L (1台当たり)		480L (1台当たり)		455L (1台当たり)		
工	事	許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		許可後直ちに		
工	事	工事着手後5箇月		工事着手後5箇月		工事着手後5箇月		工事着手後5箇月		
使	用	工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		利用時のみ随時		同左		同左		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	分	通	常	最	大	通	常	最	大
	水	量 (m <sup>3</sup> /日)	0.48	0.52	0.27	0.30	0.96	1.05	0.91	1.0
	p	H	5.8~8.6	5.8~8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B	O D (mg/l)	200	250						
	C	O D (mg/l)	200	300						
	S	S (mg/l)	250	300						
	油	分 (mg/l)	10	20						
	T	- N (mg/l)	50	60						
	T	- P (mg/l)	15	25						
大	腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

区	分	新 設	廃 止	廃 止	廃 止				
種	類	68の2－ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 E－1, 2	68の2－イ 病院で病床数が300以上であるものに設置される厨房施設 1	68の2－イ 病院で病床数が300以上であるものに設置される厨房施設 2	68の2－ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 1, 2				
能	力	190L（1台当たり）	114食／日	276食／日	1,990L（1台当たり）				
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	－	－	－				
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後5箇月	－	－	－				
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに	－	－	－				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		利用時のみ随時	同左	同左	同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	0.38	0.42	3.17	3.47	7.67	8.38	1.99	2.16
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	B O D (mg/ℓ)	200	250						
	C O D (mg/ℓ)	200	300						
	S S (mg/ℓ)	250	300						
	油 分 (mg/ℓ)	10	20						
	T－N (mg/ℓ)	50	60						
	T－P (mg/ℓ)	15	25						
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数							

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし

(5) 排水口に関する事項  
変更なし

## 2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年2月23日から同年3月15日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

## ◎岡山県告示第九十五号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 知事指定薬物の名称

- 1 一ーブチルーNー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）ーHーインドルー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLーBICA）及びその塩類
- 2 一ー（五ーフルオロペンチル）ーNー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）ーHーピロロ「二・三ーb」ピリジンー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLー五FIP七AICA）及びその塩類
- 3 二ー（八ーブromoー二・三・六・七ーテトラヒドロベンゾ「一・二ーb…四・五ーb'」ジフランー四ーイル）エタンアミン（通称名二CーBーFLY）及びその塩類

### 二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

### 三 失効年月日

平成二十八年二月二十日

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

◎岡山県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三四番一地 先から	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六五七番二地 先まで	新	一一・〇〇 三六・八	一一五四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宇治長屋線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
高梁市宇治町穴田字家ノ上ミ尻リ八四八 番二地先から	高梁市宇治町穴田字ナラ元道ノ上八八五	新	六・五〇 一八・〇	二六四・八

高梁市宇治町穴田字家ノ上ミ尻リ八四八 番二地先から 高梁市宇治町穴田字ナラ元道ノ上八八五 番五地先まで	番五地先まで
旧	
一・一・四 四・四	
二六四・八	

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

◎岡山県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	宇治長屋線	高梁市宇治町穴田字家ノ上ミ尻リ八四八番二地先から 高梁市宇治町穴田字ナラ元道ノ上八八五番五地先まで	平成二十八年二月二十三日

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

## ◎岡山県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇一K伊島町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K伊島町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K伊島町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K岩井宮裏〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K川入〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K川入〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉備津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K京山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K京山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宿本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K新庄下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大安寺中町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大安寺西町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大安寺東町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K高松〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一K高松稲荷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K高松稲荷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K立田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K立田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K立田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K谷万成〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K谷万成〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津倉町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K檜津〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西崎本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西花尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西花尻〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東花尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K平山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K平山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K万成東町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K万成東町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三門中町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三門西町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三門西町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K三野本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門前〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K矢坂東町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K矢坂本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津北野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津北野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一K御津河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中牧〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津平岡西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K平井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福泊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K円山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K円山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K円山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K円山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K湊〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K海吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K海吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一K海吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K海吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K浅越〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K犬島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K犬島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K犬島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K久々井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K久々井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K久保〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K久保〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西隆寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K竹原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K竹原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K竹原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K竹原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K中川町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西片岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西片岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西片岡〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西片岡〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東片岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東片岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東片岡〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K広谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K広谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福治〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福治〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宝伝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宝伝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宝伝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一K吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町菊山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K小串〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K宮浦〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一D大崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D宿〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D宿〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D宿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D宿本町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D新庄下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D大安寺中町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D高松稲荷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D高松稲荷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D高松稲荷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D高松稲荷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D立田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D万成西町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D矢坂本町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町小倉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一D 御津伊田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津宇垣〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津河内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津野々口〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津野々口〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津野々口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津野々口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢知〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津芳谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津芳谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 久々井〇〇一	土石流	次の図のとおり

# 平成28年2月23日 岡山県公報 第11763号

二〇一D竹原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D竹原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D竹原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D竹原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D竹原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D竹原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D西庄〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西庄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D西庄〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D西庄〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D広谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D福治〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D宝伝〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D目黒町〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D目黒町〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町菊山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第九十九号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、笠岡港臨港地区に係る商港区及び工業港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課において縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔六九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年二月九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

〔七〇〕 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、二級建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年二月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 免許の取消しをした年月日

平成二十八年二月十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

池田 浩 二級建築士 第三〇二七号

三 免許の取消しの理由

相続人から、当該二級建築士が死亡した旨の届出があったため